

札病経第 580 号
令和 6 年（2024 年）3 月 21 日

各 位

札幌市病院事業管理者
病院局長 西川 秀司

石油製品の単価契約に係る見積照会について

標記の件につきまして、下記の事項に留意のうえ、見積書を提出してください。

記

1 見積照会品目及び予定数量

軽油（自動車用）1,200 リットル

2 契約予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 納入場所

市立札幌病院および受注者が運営する給油店

4 見積書提出期限

令和 6 年 3 月 27 日（水）17 時 00 分まで

5 見積書提出場所

札幌市病院局経営管理部経営企画課用度係

6 注意事項

- (1) 消費税および地方消費税、軽油引取税（32 円 10 銭）を含まないで見積ること。
- (2) 見積書には 1 リットルあたりの単価を記載すること。
- (3) 契約条項については、別紙契約書案のとおりとする。
- (4) 契約締結後の契約単価変更については別紙基準に基づく。

【問い合わせ先】

（発注担当）

札幌市病院局経営管理部総務課庶務係
高橋（文） TEL726-2211（内線 2113）

（契約担当）

札幌市病院局経営管理部経営企画課用度係
藤原 TEL726-2211（内線 2165）

軽油の見積に参加される方へ

軽油については、市況に変動があった場合、別紙の契約単価変更基準（軽油）により、価格改定を行うこととしております。

見積に参加される方は、契約単価の変更基準を十分了解したうえで、見積に参加していただきますようご留意願います。

見積執行後において、見積参加者は本見積依頼書及び契約書案等について、これらの不明を理由として異議を申し出ることができませんので、不明な点については必ずご確認のうえ見積にご参加願います。

（4月分の契約単価について）

契約書を取り交した後、3月の一般社団法人経済調査会の調査結果の平均値と4月の調査結果の平均値との変動幅に基づき、4月1日に遡り価格を改定することとしております。

見積に参加される方はこの点を十分に考慮して提示される金額を決定してください。

(契約単価の変更に係る例示)

月	消費生活課調査	消費生活課軽油価格 (=消費生活課発表 軽油のフル平均価格)	基礎価格・比較価格	基礎価格と比較 価格との差額 (変動額)	改定契約	備考
3	調査①	a	aとbの平均=基礎価格(ア)	-	-	-
	調査②	b				
4	調査①	a	aとbの平均=比較価格	1円未満	不要	基礎価格(ア)との比較。
	調査②	b				
5	調査①	a	aとbの平均=比較価格 (=次月以降、基礎価格(イ))	1円以上	必要	基礎価格(ア)との比較。 5月1日に遡って変更(改定)。
	調査②	b				
6	調査①	a	aとbの平均=比較価格	1円未満	不要	基礎価格(イ)(5月)との比較。
	調査②	b				
7	調査①	a	aとbの平均=比較価格 (=次月以降、基礎価格(イ))	1円以上	必要	基礎価格(イ)(5月)との比較。 7月1日に遡って変更(改定)。
	調査②	b				
8	調査①	a	aとbの平均=比較価格	1円未満	不要	基礎価格(イ)(7月)との比較。
	調査②	b				
9	調査①	a	aとbの平均=比較価格	1円以上	必要	基礎価格(イ)(7月)との比較。 9月1日に遡って変更(改定)。
	調査②	b				
10	調査①	a				
	調査②	b				
11	調査①	a				
	調査②	b				
12	調査①	a				
	調査②	b				
1	調査①	a				
	調査②	b				
2	調査①	a				
	調査②	b				
3	調査①	a				
	調査②	b				

単価契約期間

以下、同様。

単 価 契 約 書

物 品 名 軽 油

札幌市(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)とは、上記の物品を受注者が発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 契 約 単 価 1 リットル当たり金 円 銭 (本体 円 銭、軽油引取税 32 円 10 銭) 及び当該本体価格に消費税及び地方消費税としてその 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする。
- (2) 契 約 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 納 入 場 所 市立札幌病院 (札幌市中央区北 11 条西 13 丁目) 及び受注者が運営する給油店
- (4) 単価の変更 第 1 号の契約単価は、契約単価変更基準 (別紙 1) に基づき、変更を行うものとする。
- (5) 変更の通知 前号の規定により契約単価の変更が生じたときは、発注者は石油製品契約単価変更通知書 (別紙 2) により、受注者に通知しなければならない。
- (6) 確認書の提出 受注者は、前号の規定による通知を受けたときは、発注者に石油製品契約単価変更確認書 (別紙 2) を提出しなければならない。

(契約保証金)

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。

ただし、発注者が、札幌市病院局契約規程 (平成 18 年規程第 32 号) 第 26 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入方法)

第 4 条 発注者は、軽油の給油を受けようとするときは、受注者が運営する給油店

に自動車を乗りつけたうえで、給油を受けるものとする。

2 受注者は、この契約に基づく物品の納入に必要な費用について負担する。

(納品伝票等の取扱い)

第5条 物品納入時、納品伝票又はそれに準ずる書面（以下「納品伝票等」という。）により、発注者及び受注者双方が納入数量等を確認するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 受注者は、物品を納入したときは、給油数量、給油年月日及び受注者の給油店名を記載した納品伝票等を作成するものとする。

(2) 受注者は前号で作成した納品伝票等の写しを発注者保管用として発注者に提出するものとする。

(検査)

第6条 受注者は、物品の納入に際し発注者の定める検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないものがあるときは、発注者が指定する期間内にこれに代わる物品を発注者に納入しなければならない。この場合、前項の規定を準用するものとする。

(代金の支払)

第7条 受注者は、物品納入後、翌月10日までに発注者の指定する請求書をもって発注者に代金の支払いを請求するものとする。

2 前項の規定により請求する代金は、当該月に納入した数量に第1条第1号の契約単価（単価の改定を行っている場合には当該月における改定単価）を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て）（以下「売買代金」という。）とする。

3 発注者は、第1項の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、物品の引渡し後、当該物品に、種類、品質又は数量に関して契約書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、物品の補修（誤った油種の給油に伴う車両の故障等の原状回復を含む）、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法により、物品の補修（誤った油種の給油に伴う車両の故障等の原状回復を含む）、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、

その期間内に追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに売買代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不可能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき
- 4 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合の担保期間)

第9条 発注者は、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）を知ったときから1年以内にその旨を通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償及び売買代金の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

ただし、受注者が物品の引渡し時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第10条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、受注者は発注者に対して違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、発注数量に契約締結の日における契約単価（単価の改定を行っている場合には当該月における改定単価）を乗じて得た金額につき、発注者が納入を依頼した日（以下「指定日」という。）の翌日から納品検査に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。
- 3 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、直ちに理由を明記した書面により発注者に対して納入期限の延長を納入期限の到来前に申し出なければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項以外の事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、受注者に対して履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、第7条第2項に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第11条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による物品の引渡し後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第12条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 指定日まで物品の全部又は一部を納入しないとき。
 - (2) 第8条第1項及び第2項に定める追完がなされないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 物品を納入することができないとき。
 - (2) 物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の一部の納入ができないとき又は物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する納入済み物品のみでは契約の目的を達することができないとき。

- (4) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に物品を納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が物品の納入をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市病院局契約規程に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第 3 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡した場合とき。
 - (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる物品の納入がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 発注者は、第 1 項又は第 2 項（第 8 号を除く。）の規定により契約を解除したときは、既納部分を検査し、当該検査に合格したものは、これを購入することができる。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。
 - 5 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 8 号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに

帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

6 発注者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

7 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約金額の100分の10に相当する金額(発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(発注者に対する損害賠償)

第14条 受注者は、この契約の履行にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定により損害の賠償を請求する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(軽油引取税に変更が生じた場合の契約変更)

第15条 受注者は、軽油引取税に変更が生じた場合、速やかに発注者に申し入れをし、今後の契約変更について協議するものとする。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第 17 条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市病院局契約規程及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

発注者 札幌市
代表者 札幌市病院事業管理者
病院局長 西川 秀司

受注者
住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

契約単価変更基準（軽油）

契約書第 1 条第 1 号の契約単価（以下「契約単価」という。）は、下記に基づき変更を行うものとする。

記

- 1 契約単価の変更は、一般社団法人経済調査会で実施しているデジタル物価版「石油製品編」における都市別石油製品価格のスタンド渡しスタンド給油のうち札幌の軽油の価格（以下「物価版軽油価格」という。）の変動に応じて、次のとおり行うものとする。
 - (1) 基準月の上・中・下旬の物価版軽油価格の平均（「比較価格」といい、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額とする。次号において同じ。）と基礎価格とを比較して、1 円以上の変動があった場合に、契約単価の変更を行うものとする。なお、この場合の基礎価格とは、次のものをいう。
 - ア 最初の契約単価の変更までは、令和 6 年 3 月分の物価版軽油価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）とする。
 - イ 上記ア以外は、直近の契約単価の変更を行った際に使用した比較価格とする。
 - (2) 前号の規定に基づく変更後の契約単価は、前号の変動額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、50 銭以上は 50 銭とし、50 銭未満は切り捨てた額）に消費税及び地方消費税としてその 100 分の 10 に相当する額を加算した額に変更前の契約単価を加算した額とし、比較価格の発表があった日の属する月の 1 日から適用するものとする。

札幌経第 号
令和 年 (年) 月 日

様

札幌市病院事業管理者
病院局長 西川 秀司

石油製品契約単価変更通知書

札幌市と貴社とが、令和 年 月 日付け締結した下記1の単価契約について、契約書第1条第4号の規定に基づき、下記2のとおり単価契約を変更し、令和 年 月 日から実施します。

記

1 単価契約名

軽油

2 契約単価の改定額（1リットルあたり）

改定前単価	円 銭（本体 円 銭、軽油引取税 32 円 10 銭）及び当該本体価格に消費税及び地方消費税としてその 100 分の 10 に相当する額を加算した金額
改定後単価	円 銭（本体 円 銭、軽油引取税 32 円 10 銭）及び当該本体価格に消費税及び地方消費税としてその 100 分の 10 に相当する額を加算した金額

切り取り線

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市病院事業管理者

住所
氏名

印

石油製品契約単価変更確認書

当社と札幌市とが、令和 年 月 日付け締結した下記1の単価契約について、令和 年 月 日付け札幌経第 号の通知（契約書第1条第5号の規定による通知）に基づき、下記2のとおり単価契約を変更し、令和 年 月 日から実施することを確認しました。

記

1 単価契約名

軽油

2 契約単価の改定額（1リットルあたり）

改定前単価	円 銭（本体 円 銭、軽油引取税 32 円 10 銭）及び当該本体価格に消費税及び地方消費税としてその 100 分の 10 に相当する額を加算した金額
改定後単価	円 銭（本体 円 銭、軽油引取税 32 円 10 銭）及び当該本体価格に消費税及び地方消費税としてその 100 分の 10 に相当する額を加算した金額